

図表 2-11 高齢者の求職・就職状況

	①新規求職者 総数	② ①のうち 55歳以上の 新規求職者数	③55歳以上の 就職件数	就職率 ③/②×100	新規求職者中に 占める55歳以上 の割合
平成11年	45,452	9,903	1,663	16.8	21.8
12	45,487	9,511	1,804	19.0	20.9
13	47,486	9,630	1,768	18.4	20.3
14	52,241	10,533	1,726	16.4	20.2
15	49,310	9,905	1,828	18.5	20.1
16	45,079	9,198	1,992	21.7	20.4
対前年比(%)	▲ 8.6	▲ 7.1	9.0	3.2	0.3

資料：大阪労働局「職業安定業務統計」

(注) 人数は月平均

4. 高齢者

55歳以上の有効求人倍率は0.35倍と依然厳しい状況

(1) 職業紹介状況

府内の有効求人倍率については、緩やかな景気の回復を受け、平成16年10月時点（毎年10月の1回調査）では有効求人倍率（年齢計）が0.86倍と、前年同月（0.67倍）に比べ、改善している。しかし、高齢者（55歳以上）の有効求人倍率をみると、0.35倍と前年同月（0.22倍）に比べ改善はしているものの、引き続き厳しい状況となっている。

次に、平成16年における高齢者の求職状況（月平均）をみると、55歳以上の新規求職者数は、9,198人で対前年比7.1%の減少となっている。

一方、55歳以上の就職件数（月平均）は1,992人と前年に比べ9.0%増加し、就職率は21.7%と前年（18.5%）を3.2ポイント上回った（図表2-11）。

(2) 求職活動支援書作成・交付の義務化

平成16年6月に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、第17条（平成16年12月施行）で、事業主は、事業主都合の解雇等により離職することが予定されている高齢者等が希望するときは、在職中のなるべく早い時期から高齢者等が主体的に就職活動を行えるよう、自主的に職務経歴書を作成するための参考となる情報を記載した書面（求職活動支援書）の作成・交付が義務づけられた（図表2-12）。

図表 2-12 求職活動支援書に盛り込むべき内容

- ①離職予定者の氏名、年齢及び性別
- ②離職予定者が離職することとなる日
（離職することとなる日が決定していない場合には離職することとなる時期）
- ③離職予定者の職務の経歴
（従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項含む。）
- ④離職予定者が有する資格、免許及び受講した講習
- ⑤離職予定者が有する技能、知識その他の職業能力に関する事項
- ⑥職務の経歴等を明らかにする書面を作成するにあたって参考となる事項その他の再就職に関する事項
- ⑦事業主が講ずる再就職援助の措置

(3) シルバー人材センター

定年退職後等において、フルタイムでの就労は希望しないが、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて地域社会に貢献したいという高齢者のために、市町村単位で「シルバー人材センター」が設置されている。

この「シルバー人材センター」は、おおむね60歳以上の高齢者を会員とする公益法人であり、民間企業や官公庁、あるいは個人から、高齢者に適した仕事を受注して、会員である高齢者にその希望と能力に応じて仕事を割り当てるといったシステムをとっている。

現在、大阪府内では34市町の37センターが、国・府・

地元市の補助を受けながら活動しており、その会員数は5万4,015人（平成17年3月末現在）にのぼっている。

また、今後の急速な高齢化に対応するため、平成8年10月に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正され、シルバー人材センターを構成員とする公益法人をシルバー人材センター連合として指定し、都道府県単位で事業展開ができるようになったことから、大阪府では、社団法人大阪府シルバー人材センター協議会をシルバー人材センター連合として指定し、そのスケールメリットを生かした事業の発展・拡充を図っている。さらに、国の補助基準（会員数120人以上、年間就業延べ人員5,000人・日以上）に満たないシルバー人材センター（いわゆる「ミニシルバー」）にも補助を行うこととしており、府内全域において、高齢者のための多様な就業機会の確保・拡大に努めている。

5. 障害者

法定雇用率（1.8%）が適用される民間企業の実雇用率は1.49%

(1) 障害者雇用率制度

障害のある者が障害のない者と「共に生きる社会」を築くためには、就職を希望される障害者に、十分な雇用の場を提供することが必要である。このため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、すべての事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者雇用率（図表2-13）によって算出される法定雇用障害者数以上の身体障害者又は知的障害者を常用労働者として雇用しなければならないとする障害者雇用率制度が定められている。

図表2-13 障害者雇用率

民間企業	1.8%
特殊法人	2.1%
国・地方公共団体 （都道府県等の教育委員会）	2.1% 2.0%

(2) 民間企業等における雇用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により1人以上の障害者を雇用することを義務づけられている大阪府内の民間企業及び地方公共団体の平成16年6月1日現在における障害者の雇用状況は以下のとおりである。

① 民間企業における雇用状況

ア. 全体の状況

1.8%の法定雇用率が適用される民間企業（府内に本社を持つ常用労働者数56人以上規模の企業）における雇用状況は、実雇用率1.49%と前年と横ばいとなっている（図表2-14）。

常用労働者数は、前年に比べ増加（前年比2.3%増）しているが、同時に障害者の雇用数も2万8,499人と前年に比べ増加している。

また、法定雇用率未達成企業の割合は59.2%と半数以上の企業が未達成である。

イ. 規模別の状況

企業規模別の雇用状況を見ると、前年に比べ実雇用率は、56～99人規模企業で0.03ポイント、1,000人以上規模企業で0.02ポイント上昇した。

しかし、100～299人規模企業で0.06ポイント、300～499人及び500～999人規模企業でそれぞれ0.04ポイント前年に比べ低下した。

また、法定雇用率未達成企業の割合は、100人以上から999人以下の規模企業で増加し、99人以下及び1,000人以上規模企業で減少した（図表2-15）。

ウ. 産業別の状況

産業別の雇用状況では、前年に比べ実雇用率は、「飲食店・宿泊業」で0.26ポイント、「金融・保険・不動産業」で0.15ポイント、「複合サービス事業」で0.13ポイント、「卸売・小売業」で0.03ポイント上昇した。しかし、「医療・福祉」で0.28ポイント、「サービス業」で0.13ポイント、「農、林、漁、鉱業、建設業」で0.07ポイント、「教育・学習支援業」で0.06ポイント、「運輸業」で0.04ポイント、「製造業」で0.03ポイント、「電気・ガス・熱供給」で0.01ポイント低下した。

なお、「情報通信業」では横ばいとなった。（図表2-16）

② 地方公共団体における雇用状況

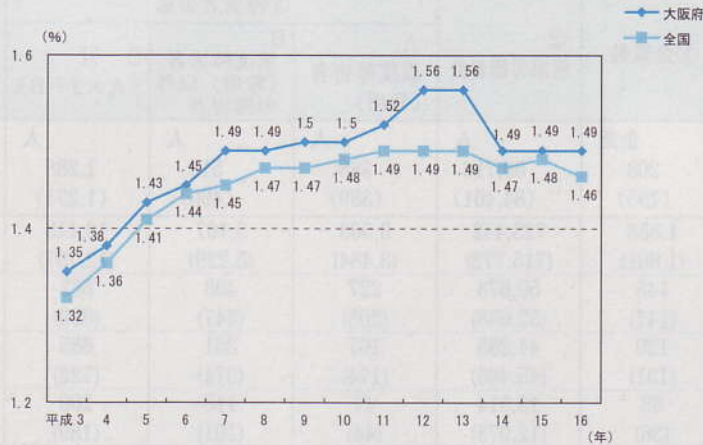
2.1%の法定雇用率が適用される府内の地方公共団体の機関における雇用状況を見ると、実雇用率は2.60%と前年に比べ0.2ポイント低下した。

また、2.0%の法定雇用率が適用される都道府県の教育委員会及びその他厚生労働大臣の指定する教育委員会における雇用状況を見ると、実雇用率は1.76%と前年に比べ0.05ポイント上昇した。（図表2-17）。

(3) 職業紹介状況

平成16年における障害者の新規求職者数は、9,257人（うち身体障害者6,151人、知的障害者2,051人、精

図表 2-14 実雇用率の推移



資料：大阪労働局調

図表 2-15 民間企業における規模別障害者の雇用状況 (大阪府)

(平成16年6月1日現在)

区分	①企業数	②常用労働者数	③障害者の数			④実雇用率 (C÷②×100)	⑤法定雇用率未達成企業の割合
			A. 重度障害者(常用)	B. 重度障害者(常用)以外の障害者	C. 計 (A×2+B)		
56~99人	企業 2,022 (1,871)	人 149,854 (137,395)	人 482 (421)	人 1,083 (1,001)	人 2,047 (1,843)	人 1.37 (1.34)	人 55.9 (58.3)
100~299人	2,432 (2,493)	374,550 (367,718)	896 (910)	2,458 (2,553)	4,250 (4,373)	1.13 (1.19)	59.9 (57.7)
300~499人	514 (524)	178,967 (175,738)	548 (586)	1,287 (1,239)	2,383 (2,411)	1.33 (1.37)	63.8 (61.3)
500~999人	398 (384)	249,488 (235,982)	965 (923)	1,722 (1,686)	3,652 (3,532)	1.46 (1.50)	66.8 (65.9)
1,000人以上	272 (281)	960,934 (954,066)	4,740 (4,634)	6,687 (6,522)	16,167 (15,790)	1.68 (1.66)	58.5 (60.5)
規模計	5,638 (5,553)	1,913,793 (1,870,899)	7,631 (7,474)	13,237 (13,001)	28,499 (27,949)	1.49 (1.49)	59.2 (59.0)

資料：大阪労働局調

- (注) 1. 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
 2. 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。
 3. 障害者の数の計については、常用の重度障害者をダブルカウントしてある。
 4. () 内は平成15年6月1日現在の数値である。

神障害者1,028人、その他27人)であり、前年に比べ6.4%の増加となった。これを障害の種類で見ると、「身体障害者」が前年に比べ3.4%増加、「知的障害者」は5.1%増加、精神障害者は33.2%増加となっている。

次に、就職件数についてみると、平成16年は2,492件であり、前年に比べ2.2%の増加となった。これを障害の種類で見ると、身体障害者が1,569件と前年と同数、知的障害者は643件、前年比3.0%減となっている(図表2-18)。

6. 日雇労働者

平成16年度の有効求職者数は1万3,599人(月平均)

(1) 日雇労働者の就労状況

平成16年度の府内の日雇労働者の有効求職者数(月平均)は1万3,599人であり、前年に比べ、15.5%の減少となっている(図表2-19)。

図表 2-16 民間企業における産業別障害者の雇用状況（大阪府）

（平成16年6月1日現在）

区 分	①企業数	② 常用労働者数	③障害者の数			④ 実雇用率 (C÷② ×100)	⑤ 法定雇用率 未達成企業 の割合
			A. 重度障害者 (常用)	B. 重度障害者 (常用)以外 の障害者	C. 計 (A×2+B)		
	企業	人	人	人	人	%	%
農、林、漁業、建設業	208 (195)	89,716 (84,401)	388 (389)	512 (496)	1,288 (1,274)	1.44 (1.51)	64.9 (62.1)
製造業	1,858 (1,861)	723,442 (715,772)	3,503 (3,484)	5,107 (5,229)	12,113 (12,197)	1.67 (1.70)	48.7 (47.7)
食料品・たばこ	148 (147)	50,673 (52,638)	227 (208)	408 (447)	862 (863)	1.70 (1.64)	43.9 (44.9)
繊維工業・衣服	120 (131)	44,265 (45,486)	167 (174)	351 (374)	685 (722)	1.55 (1.59)	48.3 (46.6)
木材・家具	38 (36)	13,314 (12,973)	47 (44)	115 (101)	209 (189)	1.57 (1.46)	57.9 (50.0)
パルプ・紙・印刷	194 (210)	39,388 (40,787)	148 (151)	305 (327)	601 (629)	1.53 (1.54)	50.5 (51.9)
化学工業	327 (331)	160,198 (161,951)	689 (669)	1,159 (1,178)	2,537 (2,516)	1.58 (1.55)	58.4 (57.7)
窯業・土石	52 (48)	9,366 (8,445)	25 (33)	81 (72)	131 (138)	1.40 (1.63)	42.3 (45.8)
鉄鋼	49 (45)	11,492 (10,394)	29 (27)	108 (116)	166 (170)	1.44 (1.64)	32.7 (24.4)
非鉄金属	47 (43)	19,538 (17,469)	107 (105)	139 (138)	353 (348)	1.81 (1.99)	44.7 (39.5)
金属製品	228 (226)	38,529 (37,484)	146 (150)	377 (383)	669 (683)	1.74 (1.82)	42.1 (41.2)
電気機械	153 (160)	158,472 (154,585)	1,060 (1,068)	765 (788)	2,885 (2,924)	1.82 (1.89)	43.1 (39.4)
その他機械	353 (345)	130,134 (126,019)	620 (612)	949 (979)	2,189 (2,203)	1.68 (1.75)	49.0 (47.2)
その他	149 (139)	48,073 (47,541)	238 (243)	350 (326)	826 (812)	1.72 (1.71)	51.7 (52.5)
電気・ガス・熱供給	11 (8)	33,889 (32,088)	173 (161)	283 (279)	629 (601)	1.86 (1.87)	63.6 (50.0)
情報通信業	240 (235)	96,332 (94,824)	304 (297)	553 (555)	1,161 (1,149)	1.21 (1.21)	83.3 (83.0)
運輸業	370 (332)	115,372 (99,983)	419 (370)	1,087 (967)	1,925 (1,707)	1.67 (1.71)	50.3 (48.8)
卸売・小売業	1,245 (1,277)	334,345 (343,777)	1,012 (1,020)	1,959 (1,946)	3,983 (3,986)	1.19 (1.16)	72.0 (73.8)
金融・保険・不動産業	165 (169)	177,305 (189,139)	628 (597)	1,163 (1,088)	2,419 (2,282)	1.36 (1.21)	64.2 (66.3)
飲食店・宿泊業	167 (172)	50,171 (47,288)	208 (154)	343 (285)	759 (593)	1.51 (1.25)	66.5 (69.8)
医療・福祉	434 (376)	76,547 (62,119)	335 (319)	673 (624)	1,343 (1,262)	1.75 (2.03)	48.2 (45.2)
教育・学習支援業	113 (106)	31,286 (28,764)	100 (102)	167 (151)	367 (355)	1.17 (1.23)	68.1 (62.3)
複合サービス事業	17 (19)	5,403 (5,786)	13 (14)	53 (49)	79 (77)	1.46 (1.33)	52.9 (57.9)
サービス業	810 (803)	179,985 (166,958)	548 (567)	1,337 (1,332)	2,433 (2,466)	1.35 (1.48)	61.6 (60.1)
産業計	5,638 (5,553)	1,913,793 (1,870,899)	7,631 (7,474)	13,237 (13,001)	28,499 (27,949)	1.49 (1.49)	59.2 (59.0)

資料：大阪労働局調

(注) 1. 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2. 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。

3. 障害者の数の計については、常用の重度障害者をダブルカウントしてある。

4. () 内は、平成15年6月1日現在の数値である。

図表 2-17 地方公共団体における雇用状況（大阪）

（平成16年6月1日現在）

	①職員数	②障害者の数			③ 実雇用率 (C÷① ×100)
		A. 重度障害者 (常用)	B. 重度障害者 (常用)以外 の障害者	C. 計 (A×2+B)	
法定雇用率2.1%が適用される 府・市町村の機関	人 75,476 (67,073)	人 522 (479)	人 922 (923)	人 1,966 (1,881)	人 2.60 (2.80)
法定雇用率2.0%が適用される 教育委員会	39,201 (33,418)	195 (147)	298 (277)	688 (571)	1.76 (1.71)

資料：大阪労働局調

- (注) 1. 職員数とは、総職員数から除外職員の数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
 2. 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。
 3. 障害者の数の計については、常用の重度障害者をダブルカウントしてある。
 4. () 内は平成15年6月1日現在の数値である。

図表 2-18 障害者職業紹介状況（大阪府）

（単位：人）

		新規求職者		就職件数	
			うち重度		うち重度
身体障害者	平成14年	6,085	2,781	1,342	579
	平成15年	5,948	2,616	1,569	688
	平成16年	6,151	2,683	1,569	692
知的障害者	平成14年	1,746	265	504	101
	平成15年	1,952	301	663	128
	平成16年	2,051	329	643	148
精神障害者	平成14年	592	—	140	—
	平成15年	772	—	194	—
	平成16年	1,028	—	270	—
その他	平成14年	18	—	2	—
	平成15年	26	—	12	—
	平成16年	27	—	10	—

資料：大阪労働局「職業安定業務統計」

図表 2-19 日雇労働者にかかる有効求職者数
（月平均・大阪府）

	有効求職者（人）
平成12年度	19,601
平成13年度	19,587
平成14年度	17,958
平成15年度	16,093
平成16年度	13,599

資料：大阪労働局調

(2) 財西成労働福祉センターにおける日雇労働者への就労あっせん状況

あいりん地域日雇労働者の就労については、財西成労働福祉センターにおいて無料の職業紹介を行っているが、地域日雇労働者の多くが従事する建設業における急速な機械化の進展や長引く不況による建設需要の低迷により、地域日雇労働者の就労環境は非常に厳しい状況にある。

財西成労働福祉センターの就労あっせん数（日々雇用）をみると、阪神・淡路大震災の復興関連工事が一段落した平成8年以降大幅に落ち込み、平成10年度に

は60万人を割り込んだが、その後は一進一退を繰り返している。

平成16年度の就労あっせん数は、台風23号など一連の風水害及び新潟中越地震に関連する災害復旧工事により70万2,642人と前年比6.4%増となったが、平成8年度の65%程度の水準にとどまっており、依然として地域日雇労働者は厳しい就労環境に置かれている(図2-20)。

加えて、地域日雇労働者の年齢構成について、日雇労働者被保険者手帳所持者数(平成17年3月末)で見ると、平均年齢は54.5歳で、55歳以上のものの占める割合は58.2%と前年(56.7%)より1.5ポイント上昇しており、地域日雇労働者の高齢化が進展している状況にある。

(3) 日雇労働求職者給付金の給付等状況

平成16年度の日雇労働被保険者手帳の交付者数は1万1,870人であり、前年度に比べ、17.1%の減少となっている。

また、日雇労働被保険者手帳に貼付された雇用保険印紙の級・貼付枚数に基づき支給される日雇労働求職者給付金の平成16年度の受給者実人員は10万4,836人であり、前年度に比べ16.9%の減少となっている(図

表2-21)。

7. 外国人の就労状況

府内の外国人労働者数は全国第9位、雇用事業所数では第5位(平成16年)
府における不法就労摘発者数は前年よりも減少(平成15年)

(1) 大阪府で就労する外国人の状況

府内における外国人労働者数は延べ1万1,665人(直接雇用9,849人、間接雇用延べ1,816人)で全国に占める割合は3.7%、雇用事業所数は1,381所(直接雇用・間接雇用の合計、重複分を含む)で全国に占める割合は5.6%となっており、外国人労働者数では愛知県、東京都、静岡県、神奈川県、長野県、岐阜県、埼玉県、三重県、に次いで全国第9位(前年第10位)、雇用事業所数では、東京都、愛知県、静岡県、神奈川県に次いで、全国第5位(前年同)となっている。

なお、直接雇用の外国人労働者数について、大阪府と全国の構成比を比較すると、産業別で「製造業」が27.4%と全国(57.4%)よりも低く、「教育・学習支援」が33.2%と全国(9.3%)よりも高くなっている

図表2-20 (財)西成労働福祉センター就労あっせん状況(日々雇用)

	就労あっせん数(人)	一日平均(人)
平成13年度	656,163	2,137
平成14年度	709,997	2,313
平成15年度	660,562	2,145
平成16年度	702,642	2,289
※対前年度比(%)	6.4	6.7

資料：(財)西成労働福祉センター調

図表2-21 日雇労働求職者給付金の給付等状況

	受給者実人員				日雇労働保険被保険者手帳交付者数
	合計	1級	2級	3級	
平成11年度	147,332	142,926	3,212	1,309	18,990
平成12年度	156,574	151,292	4,080	1,389	19,455
平成13年度	152,459	146,840	4,495	1,340	18,222
平成14年度	139,694	133,395	5,148	1,392	16,020
平成15年度	126,133	119,196	6,257	1,045	14,315
平成16年度	104,836	96,552	7,708	944	11,870

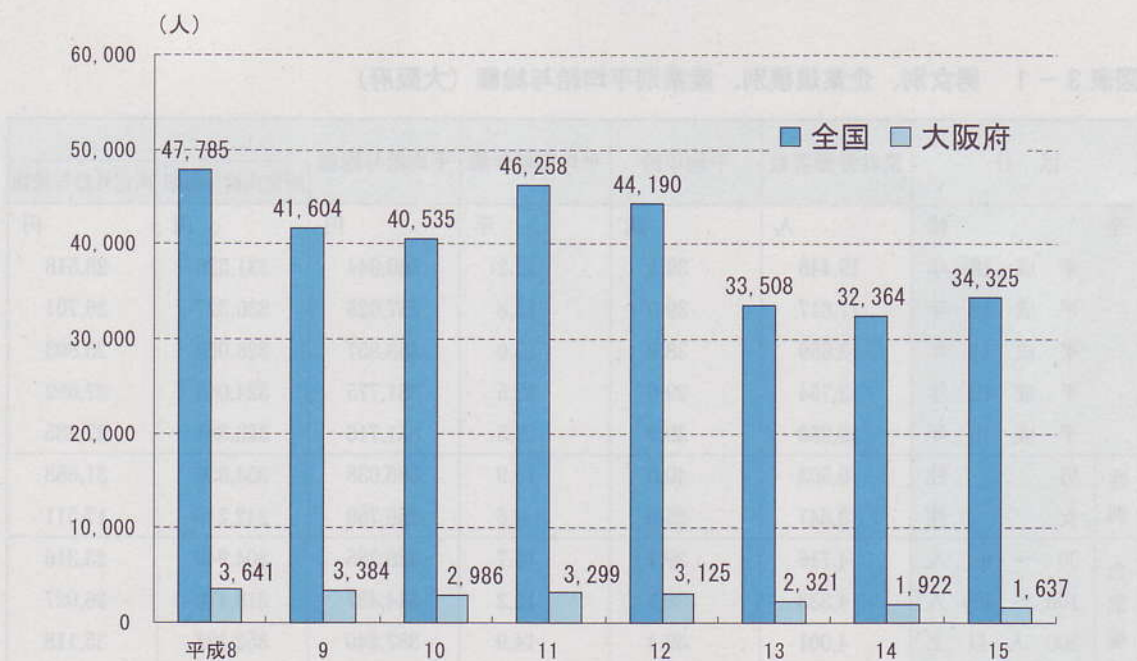
資料：大阪労働局調

図表 2-22 産業別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（直接雇用、全国・大阪府）

区 分	全 国				大 阪 府			
	雇用事業所		外国人労働者		雇用事業所		外国人労働者	
	事業所数	構成比	人数	構成比	事業所数	構成比	人数	構成比
合 計	22,127	100.0%	179,966	100.0%	1,300	100.0%	9,849	100.0%
農 林 漁 業	223	1.0%	805	0.4%	0	0.0%	0	0.0%
建 設 業	714	3.2%	2,054	1.1%	40	3.1%	133	1.4%
製 造 業	11,188	50.6%	103,234	57.4%	582	44.8%	2,702	27.4%
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	1,689	7.6%	8,291	4.6%	113	8.7%	602	6.1%
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店 等	3,537	16.0%	25,315	14.1%	293	22.5%	2,108	21.4%
金 融 ・ 保 険 業	181	0.8%	2,051	1.1%	6	0.5%	19	0.2%
医 療 ・ 福 祉	627	2.8%	1,133	0.6%	38	2.9%	72	0.7%
教 育 ・ 学 習 支 援 業	1,124	5.1%	16,794	9.3%	71	5.5%	3,273	33.2%
サ ー ビ ス 業	2,596	11.7%	18,795	10.4%	153	11.8%	934	9.5%
そ の 他	248	1.1%	1,494	0.8%	4	0.3%	6	0.1%

資料：厚生労働省「外国人雇用状況報告制度調査結果」、大阪労働局調

図表 2-23 不法就労摘発者数の推移（全国・大阪府）



資料：法務省入国管理局調

(図表 2-22)。また、職種別で専門・技術・管理職が43.3%と全国(19.1%)よりも高く、生産工程作業員が23.2%と全国(57.9%)よりも低くなっている。

出身地域別では東アジアが52.2%、北米が12.5%と全国(それぞれ38.4%、4.8%)よりも高く、中南米が8.2%と全国(35.8%)よりも低くなっている。

(2) 不法就労者の摘発状況

平成15年における我が国の入国管理法違反外国人4万5,910人のうち、不法就労者は3万4,325人(前年比6.1%増)と増加した。しかし、大阪府内における不法就労者は1,637人(前年比14.8%減)と減少した(図表 2-23)。